

1. 議事日程第1号

(平成19年第6回大口町議会定例会)

平成19年12月3日
午前9時30分開議
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第61号 専決処分(大口町一般会計補正予算)の承認を求めることについてから、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起についてまで、及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
会 計 室 会 計 管 理 者	前田 守文	教 育 部 長	鈴木 宗幸

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登 議会事務局長 佐 藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（宇野昌康君） ただいまから平成19年第6回大口町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（宇野昌康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番 齊木一三君、12番 倉知敏美君を指名いたします。

会期の決定について

議長（宇野昌康君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月18日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の8月分から10月分について、平成19年度定例（定期）監査（工事監査）の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、「保険でより良い歯科医療を」愛知連絡会会長 大藪憲治氏より、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者 徳田秋氏より、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 鈴木弘之氏ほか2団体の連名により、深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情、看護職員確保法の改正を求める陳情、愛知保育団体連絡協議会会長 水谷暎子氏より「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増

額」を求める意見書提出の陳情書が提出されましたので、健康福祉常任委員会へ送付いたしました。

続いて、愛知県農村生活アドバイザー協会会長 橋本良子氏ほか2団体の連名により、女性農業者の農業委員登用に関する要望書、大口町長より「道路整備の促進と財源の確保についての意見書」の議決についての依頼がありましたので、環境建設常任委員会へ送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりますので報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第61号から議案第77号まで及び諮問第1号について（提案説明）

議長（宇野昌康君） 日程第4、議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについてから議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起についてまで、及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについてであります。歳入歳出それぞれ1億7,006万2,000円を増額し、総額110億5,319万2,000円とするもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正についてであります。大口町地域交通推進会議を道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議として位置づけをすることに伴い改正するものであります。

次に、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正についてであります。印鑑登録証の発行を有料にすることに伴い改正をするものであります。

次に、議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてであります。子育て支援の観点並びに児童の健康の保持増進を図るため改正をするものであります。

次に、議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について及び議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定についてであります。3議案ともに、福祉医療制度の見直しに伴い、廃止、改正並

びに制定をするものであります。

次に、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。大口町健康文化センターの管理及び運営を平成20年4月1日から指定管理者が行うことに伴い改正するものであります。

次に、議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてであります。廃棄物の処理手数料の見直しに伴い改正するものであります。

次に、議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正についてであります。条例趣旨をより明確にすることに伴い改正するものであります。

次に、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ1億9,469万5,000円を増額し、総額112億4,788万6,000円とするものであります。

次に、議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ566万3,000円を増額し、総額19億854万3,000円とするものであります。

次に、議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。愛知県市町村職員退職手当組合から、音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することに伴い改正するものであります。

次に、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。音羽町及び御津町を廃し、その区域を豊川市に編入することに伴い改正するものであります。

次に、議案第75号 大口町道路線の廃止について及び議案第76号 大口町道路線の認定についてであります。それぞれ町民の生活改善を図るため、町道を廃止及び認定するものであります。

次に、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起についてであります。町営植松住宅入居者に対し、町営住宅の明け渡しの訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員 吉村千鶴氏の任期が平成20年6月30日をもって満了することに伴い、大口町御供所二丁目168番地、昭和30年5月26日生まれ、吉村千鶴氏を再任推薦するため、議会の意見を求めるものであります。なお、吉村千鶴氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしくお願いをします。

以上、17議案と1諮問の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを

申し上げます。

議長（宇野昌康君） 議案第61号から議案第63号までについて、総務部長、説明を願います。
政策調整室長兼総務部長（森 進君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについてから、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正についてまで、順次、内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

1枚はねていただきまして、専決第1号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成19年度大口町一般会計補正予算（第3号）を専決処分とする。

専決処分の日は、平成19年11月21日であります。

専決の内容は後ほど説明させていただきますが、新生大口中学校の工事費でありまして、第1工区については平成18年度に契約をし、第2工区については平成19年度に契約を行い、ともに議会において契約議決をいただいた案件でありまして、工事の進む中で変更あるいは現場の状況等から追加したものであります。よって、専決処分を行いました日付が必ずしも適正ではなかったことにつきましては、大変申しわけないと考え、深く反省をいたしております。大変申しわけございませんでした。

さらに1枚はねていただきまして、平成19年度大口町一般会計補正予算（第3号）。

補正額が1億7,006万2,000円の追加及び債務負担行為の設定であります。

3ページをお開きください。

第2表 債務負担行為、大口中学校建設事業、期間は平成20年度、限度額は1億7,100万円。大口中学校建設事業については、平成18年度において債務負担行為の議決をいただいております。統合中学校建設事業として平成20年度までの期間で限度額33億2,400万円を設定されていますが、今回の補正予算に係る増額分について新たに設定をするものであります。名称は違いますが、ともに現在工事が進められています新生大口中学校建設に係る工事費であります。

それでは7ページ、8ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入、款17.繰入金、項1.基金繰入金、目3.学校施設整備事業基金繰入金、補正額として1億7,006万2,000円の増額であります。その内容は、学校施設整備事業基金からの繰入金の追加であります。

9 ページ、10 ページをお願いします。

歳出、款10.教育費、項3.中学校費、目3.学校建設費、補正額として1億7,006万2,000円の増額をお願いするものです。この補正につきましては、去る11月12日に開催されました統合中学校建設特別委員会において、現在工事が進められています第1工区及び第2工区の工事の状況について詳細に変更等の説明をさせていただいております。

まず第1工区については、今回の補正額1億7,006万2,000円のうち6,670万円分が変更によって増額され、変更後の契約金額が27億9,670万円となるものです。変更の主な内容は、西館アスベスト除去、バルコニールーバー部分及び渡り廊下、テラス手すり形状変更等で、安全性を再考し、変更等をするものであります。

また、第2工区については1億336万2,000円の変更補正額でありまして、変更後の契約金額は9億3,811万2,000円となるものです。主な変更等の内容は、地盤改良工事の追加、北側排水路雨水流入対策及びプール棟浮き上がり対策等であります。

なお、これら変更等の内容につきましては、11月22日に開催されました議会全員協議会の場においても委員長報告がされております。

今回の補正の財源につきましては、そのほぼすべてを学校施設整備事業基金より繰り入れ、予算措置を行ったものであります。

11 ページ、12 ページをお願いします。

債務負担行為の設定に伴います調書ですので参照いただきたいと思います。

以上で、議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

次に、議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例。

大口町地域交通推進会議設置条例（平成17年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、2 ページ、3 ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、町民の皆さんの生活の足として定着しつつあります大口町コミュニティバス事業の運営に関連し、本条例に基づく地域交通会議を道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議としても位置づけるとともに、推進会議の組織を委員「17名」から「20名」以内とし、国土交通省の指導等により、一般乗合旅客自動車運送事業者としてタクシー事業者を加えるとと

もに、一般乗合旅客自動車運送事業者の団体代表、さらには運転手が組織する団体からの委員も含め、表現を明確にしたものです。

また、第6条で規定しております会議についても、議事の方法等、原則、会議を公開とするものであります。

1ページへお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

大口町手数料条例の一部を改正する条例。

大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、大口町印鑑条例の規定に基づく印鑑登録証の交付について、1件200円と有料とするものであります。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

なお、2ページには新旧対照表を掲載しましたので参照いただきたいと思います。

以上で、議案第63号 大口町手数料条例の一部改正についての説明とさせていただきます。
議長（宇野昌康君） 続いて、議案第64号から議案第68号について、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてから、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、その内容の説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例。

大口町乳幼児等医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては改正要旨により説明をさせていただきます。

7ページをお願いします。

今回の条例改正の目的としましては、乳幼児等医療費については、子育て支援並びに児童の

健康の保持増進を図るため、乳幼児等に係る医療費の支給対象年齢を、入通院とも、現行の8歳未満から中学校卒業まで拡大するため改正するものであります。

条例の題名につきましては、制度の見直しにより、題名を「大口町乳幼児等医療費支給条例」から「大口町子ども医療費支給条例」に改め、第1条関係につきましては、制度の見直しにより、用語について「乳幼児等」を「子ども」に改めるものであります。

第2条関係につきましては、医療費の支給対象年齢を、入通院とも8歳未満から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで引き上げ、福祉医療費支給優先順位（子ども 障害者 母子家庭等）に係る規定を設けるため、未就学児及び就学児を定義するものであります。

第2条の2関係につきましては、制度の見直しにより、用語について「乳幼児等」を「子ども」に改めるものであります。

第3条関係につきましては、制度の見直しにより、用語について「乳幼児等」を「子ども」に改め、子供については、被扶養者であるため、社会保険各法で定める被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者を被扶養者である子どもに改め、福祉医療費支給優先順位により、他の条例（障害者医療費支給条例及び母子家庭等医療費の支給に関する条例）の規定により医療費の支給を受けることができる場合は、支給資格者としなない規定を設けるものであります。

第4条関係につきましては、制度の見直しにより、用語について「乳幼児等」を「子ども」に改め、ゼロ歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供の疾病または負傷に関する医療給付の自己負担分については、子ども医療費として受給者に支給することに改めるものであります。

第5条関係につきましては、支給資格者からの申請により、子ども医療費受給者証を交付する規定であります。

第7条関係につきましては、受給者が医療機関等で子供に係る医療を受けた場合、その者にかわり町が医療費を当該医療機関に支払ったときは、受給者に対し医療費の支給があったものとみなす、いわゆる現物給付とする規定を設けるものであります。

第9条関係につきましては、制度の見直しにより、用語について「乳幼児等」を「子ども」に改めるものであります。

2ページにお戻りください。

附則、（施行期日）第1項、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）第2項、この条例の施行の日において、新たに第2条第1項第2号に該当し受給者となる者は、この条例の施行の日より前に第5条に規定する申請をすることができる。

第3項、この条例による改正後の大口町子ども医療費支給条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付につい

ては、なお従前の例による。

なお、3ページから6ページには新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例。

大口町老人医療費の助成に関する条例（昭和57年大口町条例第30号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

今回この条例を廃止する考え方としましては、医療制度改革が進められる中で、高齢者に対する自己負担の割合も見直しがされることにより、福祉医療制度においても同様の考え方に立ち、この条例を廃止するものであります。

次に、議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例。

大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては改正の要旨により説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。

今回の条例改正の目的としまして、福祉医療制度の見直しにより、障害者医療制度と精神障害者医療制度を別の制度とするため改正するものであります。

第2条関係につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者については、新制度の精神障害者医療制度に移行するため削除するものであります。

第4条関係につきましては、「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」へ法律名称を改め、制度の見直しにより、「大口町乳幼児等医療費支給条例」から「大口町子ども医療費支給条例」に改めるものであります。

第5条関係につきましては、精神障害者を対象とした第2項の規定については、新制度の精神障害者医療制度に移行するため削除するものであります。

第6条関係につきましては、新制度の精神障害者医療制度に移行するため削除するものであります。

第7条関係につきましては、ただし書きに定める精神障害者の入院の場合における受給者証を交付しない旨の規定については、新制度の精神障害者医療制度に移行するため削除するものであります。

第8条関係につきましては、ただし書きに定める精神障害者の入院治療に対する償還払いの規定については、新制度の精神障害者医療制度に移行するため削除するものであります。

1ページにお戻りください。

附則、第1項、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第2項、改正後の大口町障害者医療費支給条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

なお、2ページから5ページには新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町精神障害者医療費支給条例。

制定の目的、概要につきましては、条例の制定要旨により説明させていただきます。

5ページをお願いします。

今回の条例制定の目的としまして、福祉医療制度の見直しにより、精神障害者医療制度は障害者医療制度と別の制度とするものであります。

第1条関係につきましては、精神障害者医療費支給条例の趣旨を規定するものであります。

第2条関係につきましては、精神障害者、入院医療及び通院医療の定義を規定するものであります。

第3条関係につきましては、精神障害者医療費の支給を受けることができる者の資格要件を規定するものであります。

第4条関係につきましては、住所地特例として、病院等へ入院等したことにより、本町の区域外に住所を変更した場合または本町の区域内に住所を変更した場合の受給資格者の取り扱いを規定するものであります。

第5条関係につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律など他法令に該当する者は、精神障害者医療の受給資格者としめない旨を規定するものであります。

第6条関係につきましては、精神障害者に対する医療費の支給範囲として、通院医療については障害者自立支援法に基づく精神通院医療、入院医療については精神病床への入院治療に限るものとし、この医療を受けた場合における自己負担額を支給する旨を規定するものであります。なお、現在は精神障害者の入院医療につきまして給付対象者の所得制限を設けておりますが、今回の条例制定により、その所得制限をなくすものであります。

第7条関係につきましては、精神障害者の通院医療費については、精神障害者医療費受給者証の交付を受けなければならない旨を規定するものであります。

第8条関係につきましては、受給者証の交付を受けた者が、通院治療による医療費の支給を受けようとする場合は、医療機関等に受給者証を提示する旨を規定するものであります。

第9条関係につきましては、精神障害者への医療費の支給方法として、通院医療費については、現物給付とし、入院医療費については、償還払いとする旨を規定するものであります。

第10条関係につきましては、受給者証の交付を受けた者が、住所など規則で定める事項に変更があったときの届け出義務を規定するものであります。

第11条関係につきましては、医療費の支給に関して、受給者に必要事項の報告を求めることができる旨を規定するものであります。

第12条関係につきましては、受給者が、医療費の支給に係る疾病に関し、損害賠償の支払いを受けたときや不正な手段により医療費の支給を受けた場合、医療費の返還をさせることができる旨を規定するものであります。

第13条関係につきましては、受給権の譲渡等の制限について規定するものであります。

第14条関係につきましては、医療費の支給について必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

4ページにお戻りください。

附則、第1項、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第2項、第6条の規定による医療費の支給は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用する。

以上で、議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例（平成10年大口町条例第22号）の一部

を次のように改正する。

改正の内容につきましては、8ページから13ページの新旧対照表により説明させていただきます。

8ページをお願いします。

今回の条例改正の目的につきましては、大口町健康文化センターの管理及び運営を平成20年4月1日から指定管理者が行うことに伴い、大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うものであります。

第1条につきましては、設置及び管理に運営を加えるものであります。

第4条につきましては、指定管理者が管理及び運営を行う旨を規定し、その範囲を明らかにするものであり、指定管理者が一体的に行う施設の維持管理業務を除き、大口町保健センターは町長が、大口町歴史民俗資料館は大口町教育委員会が管理及び運営を行うとするものであります。

第5条から第8条までの規定は新たに加える規定であり、朗読をもって説明をさせていただきます。

(指定管理者の指定の手続等)第5条 指定管理者の指定の手続等は、大口町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成15年大口町条例第28号。以下「手続条例」という。)の規定に基づき、行うものとする。

(指定管理者の管理の基準)第6条 指定管理者は、健康文化センターの管理及び運営をこの条例並びに手続条例及び手続条例に基づく規則の規定に従い、行うものとする。

(指定管理者の業務の範囲)第7条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

第1号、別表に掲げる健康文化センターの利用施設及び附属設備(以下「利用施設等」という。)の利用の許可、取り消し等に関する業務。

第2号、利用施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収等に関する業務。

第3号、健康文化センターの施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務。

第4号、その他町長が必要と認める業務。

(開館時間及び休館日)第8条 健康文化センターの開館時間及び休館日は、施設の区分ごとに次の表に掲げるとおりとする。

第8条の表に規定します各施設ごとの開館時間及び休館日につきましては、現在それぞれ規則に規定されている内容を条例化するもので、基本的には同一であります。大口町保健センターの多目的室及び会議室につきましては、新たに利用対象施設、いわゆる一般利用が可能な施設とするため、別枠として開館時間及び休館日を設けるものであります。

10ページをお願いします。

第9条につきましては、利用の許可について、「教育委員会」から「指定管理者」に改めるものであります。

第10条につきましては、利用の不許可について、「教育委員会」から「指定管理者」に改めるものであります。

第11条に規定します利用料金につきましては、朗読をもって説明とさせていただきます。

(利用料金)第11条 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

第2項、利用者は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

第3項、指定管理者は、次に掲げる場合においては、利用料金を還付するものとする。

第1号、災害その他の事故により、利用施設等が利用できなくなったとき。全額。

第2号、指定管理者の都合により、利用の許可を取り消したとき。全額。

第3号、次の表の区分により、利用許可の取り消しを申し出て、指定管理者が認めたとき。

11ページをお願いします。

10ページから11ページにかけましての第11条第3項の利用料の還付の規定につきましては、規則で規定されているものを条件化するもので、その内容は従前と同一でございます。

第12条は、利用者及び入館者へ指示する者に指定管理者を加える改正であります。

第13条は、特別の設備の設置許可について、「町長又は教育委員会」から「指定管理者」に改めるものであります。

第14条は、許可の取り消し及び利用の中止命令を行う者に指定管理者を加える改正であります。

別表(第7条及び第11条関係)につきましては、施設利用料の対象施設に保健センターの多目的室及び会議室を加え、これまで午前・午後・夜間の3単位の料金設定を、町民会館・中央公民館の料金設定と同様、1時間当たりの料金とするものであります。

12ページをお願いします。

12ページの表の下の備考につきましては新たな規定でありますので、朗読をもって説明とさせていただきます。

備考の1でございます。保健センター多目的室及び会議室の利用可能日は、研修センター開館日とし、利用可能時間は、保健センター開館日については午後6時から午後9時まで、保健センター休館日については研修センターと同様とする。

2 大口町に在住または在勤する者が物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表に定

める額の2倍とする。

3 大口町に在住もしくは在勤する者以外のもの、または活動拠点が町内にない団体が利用する場合の利用料は、表に定める額の2倍とし、物品販売等営利を目的とした場合の利用料は、表は定める額の3倍とする。

次の第2号の設備利用料につきましては、単位、使用料は現行のままとし、午前・午後・夜間を各1回とし、全日の場合は3回とする現行の回数区分をなくすものであります。

次に、一番最下段の第2項のトレーニングセンターの利用料につきましては、別表第2に規定されているものを今回の改正で同一の表中に集約するもので、利用料の設定についての変更はありません。

なお、備考として、大口町に在住または在勤する者以外のものが利用する場合の利用料は、表に定める額の1.5倍とする規定を設けるものであります。

7ページをお願いします。

附則、(施行期日)第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)第2項、この条例の施行の際現に改正前の大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けている者は、この条例による改正後の大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

第3項、新条例第11条第1項の規定による利用料金の適用については、この条例の施行の日以後に許可を受けた者について適用し、同日前に許可を受けた者については、なお従前の例による。

なお、末尾に改正要旨を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長(宇野昌康君) 続いて、議案第69号から議案第70号について、環境建設部長、説明をお願いします。

環境建設部長(近藤則義君) 改めて、おはようございます。

議長さんより御指名を受けましたので、説明をさせていただきます。

それでは、議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年大口町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正の内容としましては、従来は、同条例の条例施行規則（第3条）で町指定収集袋を実費徴収として定め運用してまいりましたが、あいまいな部分もありましたので、新たに処理手数料として明文化するために改正するものであります。

2ページの新旧対照表をお開きください。

（処理手数料）第9条の2、第1項、処理手数料、家庭系の可燃ごみの町指定ごみ袋大袋1枚14円、同小袋1枚7円、同減量型1枚5円として定めるものであります。

下段の規則に定める廃棄物1点1,000円は、従来のとおりであります。

2項、3項、4項につきましては、1項の改正に伴う条文整備であります。

1ページをお開きください。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第69号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号 大口市地下水の水質保全に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口市地下水の水質保全に関する条例（平成12年大口市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正の概要としましては、規定の距離を超える掘削を行う場合においては、その掘削跡を掘削を行う前の地盤面まで規定の土砂で埋め戻すことを加えるもので、埋め戻しに使う土砂による地下水の汚染を防止することを目的とする条例趣旨をより明確にするものであります。

2ページの新旧対照表をお開きください。

（定義）第2条及び（掘削の禁止）第10条の2のいずれも、「掘削跡を」を「掘削を行う場合において、その掘削跡を、掘削を行う前の地盤面まで」に改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第70号の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第71号について、総務部長、説明を願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第71号 平成19年度大口市一般会計補正予算（第4号）について、その内容の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正、大口市中学校建設事業について、限度額を変更前「1億7,100万円」、変更後「1億8,700万円」とするものであります。議案第61号で説明させていただきました大口市中学校建設事業に係る工事請負費の補正及び新たに債務負担行為の設定を専決処分い

たしましたが、さらにこの一般会計補正予算（第4号）で、款10.項3.目3.学校建設費で新生大口中学校建設に伴う工事費の追加を提案させていただくことに伴いまして、その限度額の補正をお願いするもので、第2工区の追加分であります。

次に事項別明細書、8ページ、9ページをお開きください。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目1.個人、補正額として1,000万円の増額であります。その内容は、個人の町民税のうち所得割の追加であります。

項2.目1.固定資産税、補正額として500万円の増額であります。その内容は、企業の償却資産の増に伴い、現年課税分の追加を行うものであります。

款14.県支出金、項2.県補助金、目2.民生費県補助金、補正額として9万6,000円であります。その内容は、障害者に係る小規模事業所への支援を行う制度が県において創設され、本町においてもその該当施設に対象者がおりますので、新たに計上するものです。なお、補助率は2分の1であります。

款16.項1.寄附金、目3.民生費寄附金、補正額として50万円であります。その内容は、国内外で幅広い奉仕活動を行っておられる国際ロータリー第2760地区から住民参加のまちづくり活動事業に寄附をいただいたものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目1.財政調整基金繰入金、補正額として9,800万円の増額であります。その内容は、今回の第4号補正予算の計上に伴う財源として追加をするものであります。

目2.ふるさとづくり基金繰入金、補正額として2,000万円の増額であります。その内容は、款19.項3.目4.雑入、住民参加型まちづくりファンド資金拠出金とも関連しますが、財団法人民間都市開発推進機構から住民団体によるまちづくり事業への取り組みが評価されました本町に交付されます3,900万円について、一度、ふるさとづくり基金に積み立て、そのうち2,000万円について19年度事業として対象助成団体に支援をするため繰り出すものであります。

目3.学校施設整備事業基金繰入金、補正額として2,209万7,000円の増額であります。その内容は、大口中学校建設に伴う追加補正の財源確保のため繰り入れるものであります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として3,976万4,000円の増額であります。その内容は、民生費雑入として住民参加型まちづくりファンド資金拠出金3,900万円、これは先ほどもお話をしましたが、財団法人民間都市開発推進機構からの歳入であります。

土木費雑入として県道小口岩倉線（都市計画道路愛岐南北線）に係る御供所二丁目地内の公共補償費であります。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目6.財政管理費、補正額として69万9,000円の増額であります。その内容は、事業別予算編成からの流れを事業別決算とすることによって、予算と決算の整合性を明確にすることなどに伴うシステム開発委託料であります。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費、補正額として12万4,000円の増額であります。その内容は、職員の産休に伴う賃金1ヵ月分の追加であります。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として91万円の減額であります。その内容は、保険基盤安定負担金の国及び県への申請に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金についても整理するため減額をするものであります。

目3.障害者福祉費、補正額として45万2,000円の増額であります。その内容は、歳入とも関連しますが、障害者共同生活介護事業に1名の該当者があり、そのサービス提供事業者へ交付する補助金19万3,000円と、18年度事業の確定に伴い自立支援事業費等及び障害者医療費負担金の返還金25万9,000円であります。

目4.福祉医療費、補正額として150万4,000円の増額であります。14ページ、15ページをお願いします。その内容は、臨時職員の通勤手当の追加5万円と、議案第64号、65号、66号及び67号の福祉医療制度の見直し等に係る経費として、老人医療費助成事業で8万1,000円の追加、後期高齢者福祉医療費受給者証の印刷及び郵送料、障害者医療費助成事業で6万8,000円の追加、精神障害者医療費受給者証の印刷及び郵送料、並びに乳幼児等医療費助成事業で130万5,000円の追加、子ども医療費受給者証の印刷及び郵送料と、制度改正に伴う周知用の消耗品及び印刷製本費であります。

目6.地域振興費、補正額として2,000万円の増額であります。その内容は、ふるさとづくり基金より繰り入れた2,000万円を新たに設けましたまちづくり道具箱整備事業に、1件500万円を限度に、助成を希望し一定の要件をクリアした大口町NPO団体に支援をするものであります。

目7.ふるさとづくり基金費、補正額として3,950万円の増額であります。その内容は、財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金3,900万円、及び国際ロータリー第2760地区からの指定寄附金50万円をふるさとづくり基金に追加積み立てをするものであります。

16ページ、17ページをお願いします。

款4.衛生費、項2.清掃費、目1.塵芥処理費、補正額として867万1,000円の増額であります。その内容は、可燃ごみ収集袋の変更に伴う次年度分ごみ収集袋購入に1,066万円、及び江南丹羽環境管理組合の18年度負担金の精算に伴う減額198万9,000円であります。

目2.循環型社会形成費、補正額として493万2,000円の増額であります。その内容は、生ごみの20%削減に努めるため、議会からも提案いただきました方策を具体化するために、報償金、

需用費、委託料、備品購入費及び交付金を新たに計上するものと、剪定枝再生委託料を追加するものであります。

款7.項1.商工費、目2.商工業振興費、補正額として1,330万円の増額であります。18ページ、19ページをお願いします。その内容は、商工業振興資金融資保証料の追加で、当初予算と合わせまして3,130万円となります。

款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目2.道路新設改良費、補正額として7,110万9,000円の増額であります。その内容は、工事請負費は役場南線ほか3路線、公有財産購入費は下小口82号線ほか4路線、補償金は余野25号線ほか7路線であります。このうち大口中学校に関連するものとしまして、工事請負費3路線舗装、公有財産購入費1路線で、約5,000万円ほど含んでおります。

項3.河川費、目1.河川総務費、補正額として392万円の減額であります。その内容は、余野四丁目地内余野4号公園に計画をしております調整池の詳細設計の請負残を減額するもので、1,428万円の委託料の支出となりました。

項4.都市計画費、目1.都市計画総務費、補正額として36万5,000円の増額であります。その内容は、町内の朝夕の交通渋滞の要因ともなっております国道41号及び155号（北尾張中央道）の整備促進を図るため、地域の皆さんとともに関係機関への促進活動を積極的に展開するためのパンフレットの作成を行うものであります。

款9.項1.消防費、目2.消防施設費、補正額として663万4,000円の増額であります。20ページ、21ページをお願いします。その内容は、豊田一丁目地内において消防水利の設置されていない集落があり、本年度、公共下水道の管渠布設工事が施行される機会に消火栓の設置を行い、改善を図るものであります。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として443万7,000円の増額であります。その内容は、西小学校に就学予定の身体の不自由な児童の学校生活に対応するため、トイレの改修、手洗い及び階段に手すりを設置するなど工事費の計上であります。

項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として315万円の増額であります。その内容は、北小学校の耐震調査の結果及び平成20年4月の大口中学校の開校に伴い、北部中学校の有効活用を考慮する中で耐震の調査を行うものであります。

目3.学校建設費、補正額として2,209万7,000円の増額であります。その内容は、平成20年4月開校の大口中学校の校舎完成式及び屋内運動場の校章取りかえに630万円、第2工区の変更追加工事費3,113万円のうち、19年度出来高として工事費1,579万7,000円を追加するものであります。なお、この補正額を加え、第2工区の変更後の契約額は、当初の8億3,475万円、補正第3号分として1億336万2,000円、補正第4号分として3,113万円で、9億6,924万2,000

円となります。これに対する19年度末の支払い予定額は、現計予算で当初契約分7億4,025万円、補正第3号分9,302万5,000円、今回補正第4号分1,579万7,000円の、合計8億4,907万2,000円となります。

項5.保健体育費、目2.体育施設費、補正額として130万円の増額であります。その内容は、温水プールの修繕として50万円及び総合運動場の修繕として80万円、それぞれ追加をするものです。

22ページ、23ページをお願いします。

款14.項1.目1.予備費、補正額として89万8,000円の増額であります。

なお、24ページ、25ページには、債務負担行為に係る調書を添付しましたので参照ください。

以上で、議案第71号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第4号）についての説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第72号について、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、補正額としましては657万3,000円の増額で、内容につきましては、退職者医療に係る過年度分としての支払基金からの交付金の追加であります。

款7.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額としましては91万円の減額で、内容につきましては、確定による保険税の法定軽減分に係る保険基盤安定繰入金の減額として132万円、低所得者に係る保険税の支援分としての保険基盤安定繰入金30万4,000円の追加、国民健康保険運営協議会開催回数の増加に伴う委員報酬に対する職員給与費等繰入金10万6,000円の追加であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.総務費、項3.目1.運営協議会費、補正額としましては10万6,000円の増額で、その内容につきましては、国民健康保険運営協議会開催回数につきまして、4回の計画を6回とすることによる協議会委員報酬の追加であります。

款2.保険給付費、項5.葬祭諸費、目1.葬祭費、補正額としましては157万円の増額で、その内容につきましては、葬祭件数の増加が見込まれることによる葬祭費の追加であります。

款8.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目3.償還金、補正額としましては399万8,000円の増額で、その内容につきましては、平成18年度の療養給付費に係る国庫負担金が確定したことによる国庫負担金返納金の追加であります。

款9.項1.目1.予備費、補正額としましては、1万1,000円を今回の補正予算に伴う調整として減額するものであります。

なお、10ページには今回の補正に係る特別職の給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第73号について、総務部長、説明を願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約。

愛知県市町村職員退職手当組規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組規約第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、平成20年1月14日をもって、宝飯郡音羽町及び御津町が豊川市と合併すること及び宝飯南部学校給食組合が脱退することに伴い、別表第1の組合を組織する地方公共団体の名称及び別表第2の組合議会の議員の選挙区第12区の組合市町村の名称をあわせて改正するものであります。

1ページへお戻りください。

附則、第1項、この規約は、平成20年1月15日から施行する。

第2項、この規約の施行の際現に在職する議員は、その任期が満了するまでの間、改正後の愛知県市町村職員退職手当組規約第5条第2項の規定により互選された議員とみなす。

以上で、議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第74号について、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のよう

に改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。

今回の規約の改正につきましては、別表第2の選挙区分中、12選挙区の宝飯郡音羽町及び同郡御津町が平成20年1月15日から豊川市に編入されることにより、音羽町、御津町を削除するものであります。なお、今回の規約改正により、広域連合を構成する市町村は現行の63市町村から61市町村となります。

1ページにお戻りください。

附則、この規約は、平成20年1月15日から施行する。

以上で、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第75号から議案第77号について、環境建設部長、説明を願います。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議案第75号 大口町道路線の廃止についての内容の説明をさせていただきます。

次ページをお開きください。

路線番号161、路線名、町道河北61号線、起点、仲沖一丁目75番1地先、終点、仲沖一丁目79番地先。裏面には図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で議案第75号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第76号 大口町道路線の認定についての内容の説明をさせていただきます。

次ページをお開きください。

路線番号161、路線名、町道河北61号線、起点、仲沖一丁目75番1地先、終点、仲沖一丁目77番1地先。

路線番号202、路線名、町道河北102号線、起点、仲沖一丁目78番1地先、終点、仲沖一丁目101番1地先。

路線番号203、路線名、町道河北103号線、起点、仲沖一丁目97番1地先、終点、仲沖一丁目96番1地先。

裏面には図面を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で議案第76号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起について。

大口町丸一丁目98番地町営植松住宅C - 6号の入居者に対し町営住宅の明け渡しの訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

その内容を説明させていただきます。

町営植松住宅C - 6号の入居者は、平成18年8月以降入居しておらないため、町営住宅の適正な管理運営上必要があるので、大口町町営住宅条例第19条第1項の規定に基づき、明け渡しの訴えを提起するものであります。

以上で議案第77号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすからは議案精読のため休会とし、12月6日木曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑及び議案第61号の討論、採決を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、12月4日火曜日正午となっておりますので、時間厳守にてお願いをいたします。

それでは、大変お疲れさまでございました。

11時より第1委員会室におきまして全員協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

散会をいたします。御苦労さまでした。

（午前10時50分）

